

自然災害避難見舞費用保険普通保険約款

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条（用語の定義）

この約款およびこれに付帯される特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自然災害	異常な自然現象（暴風、豪雨、豪雪、こう水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象（注））により発生した災害をいいます。 （注）冷害、干害、ひょう害、霜害、旋風、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地の隆起、土地の沈降等を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
避難指示等	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条（市町村長の避難の指示等）もしくは第 61 条（警察官等の避難の指示）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 29 条（立退きの指示）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条（立退の指示）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条（避難等の措置）またはこれらと同様のその他の法令に基づく避難のための立退きまたは緊急安全確保措置の指示をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	避難見舞費用保険金またはこの保険契約に付帯された特約に規定する保険金をいいます。

第 2 章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、保険証券記載の被保険者の住所（注1）がある区域に対し、自然災害による避難指示等が24時間を超えて出された場合（注2）は、この約款に従い、保険証券記載の避難見舞費用保険金を被保険者に支払います。

（注1）日本国内の居住の用に供される住宅の所在地をいいます。

（注2）自然災害の直接の結果として保険期間中に出了された避難指示等に限ります。

（2）（1）の避難指示等が、72時間以内に2以上出された場合については、これらを1回の避難指示等とみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意もしくは重大な過失。ただし、保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

第3章 基本条項

第4条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。
なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることが勧めた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第6条（通知義務）

- (1) 保険契約締結後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7)(6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第7条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 10 条（保険契約の解除）

（１）当会社は、保険契約者が第 13 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（１）または（２）の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（２）保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 11 条（重大事由による解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（２）当会社は、被保険者が、（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当した場合に

は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

（３）（１）または（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第 12 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第 13 条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

（１）第 5 条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（３）（１）および（２）の規定により追加保険料を請求する場合において、第 10 条（保険契約の解除）（１）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

（４）当会社は、（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（５）（４）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、

保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 14 条（保険料の返還－契約の無効または失効の場合）

- （１）第 8 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- （２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 15 条（保険料の返還－取消しの場合）

第 9 条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第 16 条（保険料の返還－解除の場合）

- （１）第 5 条（告知義務）（２）、第 6 条（通知義務）（２）もしくは（６）、第 10 条（保険契約の解除）（１）、第 11 条（重大事由による解除）（１）またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 - （２）第 10 条（保険契約の解除）（２）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
 - （３）第 11 条（重大事由による解除）（２）の規定により、当会社が保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。

第 17 条（事故発生時の義務）

- （１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア．事故の状況
 - イ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③ 他人に損害賠償の請求（注）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② (1)②または④の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ (1)③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に該当した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 被保険者の印鑑証明書

⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情

がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 19 条（保険金支払の時期）

（1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき

者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を、日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 365日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) までの期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条(時効)

保険金請求権は、第18条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第 22 条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に出して、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 23 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 24 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 25 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率（一般）	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
短期料率（月割）	$\frac{1}{12}$			$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

解約（保険契約者が保険契約を解除することをいいます。）の場合における短期料率の適用については、次の（１）または（２）によります。

- （１）下記（２）以外の場合は短期料率（一般）を適用します。
- （２）この保険契約に適用される特約等の規定により、分割払契約（注）の場合は、短期料率（月割）を適用します。

（注）保険契約者が保険料を分割して払い込む契約をいいます。

大規模地震のみ支払特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
震度	気象庁が発表する地震・火山月報（防災編）付表等により公表された震度のことをいい、同じ市区町村内の震度計により観測された震度が異なる場合は最も大きい震度とします。
震度計	気象庁、地方公共団体、国立研究開発法人防災科学技術研究所が設置する震度計をいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保険期間中に保険証券記載の被保険者の住所（注 1）がある区域に保険証券記載の震度以上の地震（注 2）が発生し、かつこの地震を直接または間接の原因としてこの区域に対し避難指示等が 24 時間を超えて出された場合（注 3）にかぎり、避難見舞費用保険金を支払います。

（注 1）日本国内の居住の用に供される住宅の所在地をいいます。

（注 2）気象庁が震度を発表することができないときであって、当会社が、保険証券記載の震度以上の地震が発生したと認めた場合を含みます。

（注 3）この地震が発生する前に、他の事由により既に避難指示等が出されていた場合は、この地震が発生した時を避難指示等が出された時とみなします。